

## 令和6年度 神崎市立図書館ボランティア募集要項

神崎市立図書館の利用促進や読書の普及などを推進するにあたり、その活動に対して支援、協力をしていただくため図書館ボランティアを募集する。

神崎市立図書館ボランティア登録申込書（様式第1号。団体にあつては様式第2号を含む。）により申し込むものとする。

### ○ 募集期間

令和6年5月7日（火）～令和6年12月6日（金）

### ○ 募集対象者

- (1) 図書館でのボランティア活動を希望し、意欲と熱意のある方
- (2) 神崎市に居住する方及び市内に通勤又は通学する方で年齢が満18歳以上（高校生は除く）の方
- (3) 市内に住所を有する事業所、機関、学校その他の団体で、主体的に読書・利用活動を行うもの。

### ○ 活動内容

- (1) おはなし会等子ども読書活動への支援
- (2) 障がい者への支援（朗読・音訳等）
- (3) 在住外国人への日本語活用支援
- (4) 環境美化
- (5) 図書館が行う事業への協力
- (6) 広報・宣伝
- (7) その他図書館長が必要と認める活動

### ○ 活動期間、活動時間

- (1) 図書館ボランティアの登録時から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 活動時間は原則として開館時間内とする。

○ 活動場所

神崎市立図書館（本館、千代田分館、脊振分館。敷地を含む。）内とする。ただし、ボランティア活動のための研修等については、この限りではない。

○ 登録期間

- (1) 図書館ボランティアの登録時から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 年度毎にボランティア登録申込を必要とする。

○ 登録内容の変更等

登録期間内において登録内容に変更が生じた場合は速やかにボランティア登録事項変更届（様式第3号。団体にあつては様式第2号を含む。）を提出しなければならない。

○ 遵守事項

- (1) 図書館職員と密接な連携のもと、公平、かつ、平等な利用者サービスに努めること。
- (2) ボランティア活動において知り得た個人情報に関する事項を漏らさないこと。
- (3) ボランティア活動において、公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為はしないこと。
- (4) ボランティア活動中に、政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等を行わないこと。
- (5) 図書館の業務に支障をきたすような行動又は言動は慎むこと。

○ 募集人員は30名以内とする。

○ ボランティア保険

- (1) 図書館ボランティアとして登録後はボランティア保険に加入する。
- (2) ボランティア保険の加入手続き及び保険料の負担は神崎市立図書館が行う。